

はただ乗りとモラル・ハザードを引き起こしがちである。どちらか一方の原理を取れば、一方の非道徳的事象が残る。解決策は、二つの原理を統合し、社会権の普遍的行使の中に市場的「互恵」および道徳的「義務」の観念を導入することではないだろうか。平凡な言葉でいえば、給付と負担、権利と義務とが常に対概念として社会保障の制度の中に組み込まれ、個々人によって意識されていなければならない。

資本主義と民主主義を媒介するものとしての社会保障——仮説

今日の福祉国家は、生産手段の国有化の上に立って経済全体を計画的に統制するかつての共産主義や社会主義の制度とは異なり、それらが追求したのと類同の正義理念を社会保障という限定された領域において、資本主義および民主主義の基礎の上に実現しようとするものである。このように見るならば、「資本主義・民主主義・社会保障」の間の整合性を問うという問題は、シュンペーターの著作『資本主義・社会主義・民主主義』²⁰の課題に類似しているといえよう。彼は資本主義の発展に伴う社会の内面的変化によって社会主義への移行を想定したが、彼のいう社会主義は資本主義の発展段階を超えたところにある福祉国家的なものであって、ソ連や中国を指すものではない。その社会主義について、彼は「社会主義の文化的不確定性」という命題を提起した。これは、社会主義が政治的、社会的、宗教的、精神的などのさまざまな側面において多様性を持ちうることを指摘したものである。彼の機能中心の民主主義論が社会主義と民主主義との観念的な結びつきを切断したことを考慮に入れるならば、この命題は、社会主義が民主主義の必然的な発展方向を指すという思想を批判したものと見えよう。²¹ ここで社会主義を社会保障によって置き換えてみれば、やはり「社会保障の文化的不確定性」は否定しえない。すなわち、「資本主義・民主主義・社会保障」の間の関係は多様でありうるのである。

もちろん、資本主義に対立するものとして現れた後発国における現実の社会主義は、全面的な資本の国有化や経済の計画化という非市場制度を採用するものであり、政治的には民主主義と事実上両立せず、独裁主義となった。東西世界の対立の末、資本主義と民主主義が勝利したという歴史的事実を踏まえて言えば、「資本主義・民主主義・社会保障」の間の整合性を問うという現代の問題は、社会保障が社会的正義の理念を社会主義と共有しながらも、どのようにして資本主義および民主主義と共存しうるかを問うことである。

資本主義、民主主義、社会保障の三者を並べてみると、社会保障は最も後れて登場したために、経済における資本主義と政治における民主主義という既存の仕組みに依拠している。しかし、その依拠の仕方は資本主義と民主主義とは異なる。社会保障は市場経済の帰結を修正する目的を持って、その財源に関して市場機構に依存するが、その決

²⁰ Joseph Alois Schumpeter, *Capitalism, Socialism and Democracy*, New York: Harper, 1942.

²¹ 塩野谷祐一『シュンペーター的思考——総合的社会科学の構想』東洋経済新報社、1995年、308-11ページ。

定に関しては政治機構に依存する。社会保障制度は人々から財源を集め、それを人々に再分配するものであって、市場機構のような自己再生産能力を欠いている。その寄生的性格のゆえに、経済の制約によって社会保障制度の実行可能性が規定されることは不可避である。福祉国家は資本主義の動態に寄生しながらも、なおそれを規制することはどのようにして可能であろうか。

他方、社会保障のあり方は政治に依存して決まるが、民主主義の政治システムが正義の観念に立脚し、実体的には、公共的問題の決定に参加する人々が公共的理性を持つことが求められている。しかし、形式的には、民主主義は集合的意思決定のための政治過程にすぎないから、その過程を支配する勢力がどのようなイデオロギーを持つかに応じて、現実の民主主義は資本主義および社会保障制度に対して敵対的であったり、友好的であったりする。民主主義の形式と実体、規範と機能とを近づける道として第五章第六節で取り上げた討議的民主主義は、社会保障という具体的制度の討議を通じて定着することが可能であろうか。

第五章第二節で見たように、資本主義と民主主義は「結合と離反」の関係にあり、相互に影響力の浸透が行なわれている。社会保障は、資本主義の不平等性と民主主義の平等性との対立関係の中で、両者の妥協の成果であると同時に、両者がある幅の中でバランスさせる位置にある。なぜなら、社会保障はある幅を持った「正義」の観念をクッションとして、経済的不平等と政治的平等との両立を目指すいわば緩衝器と考えられるからである。それに加えて、社会保障を基礎づける「卓越」および「効率」の観念は、単に利他心を強要するように見える「正義」の観念に比べて、経済的にも政治的にも個人に対して誘因整合性を賦与することがいっそう可能であろう。かくして社会保障制度の改革は、実は資本主義と民主主義との関係をどのように再構築するかという課題を意味する。このような仮説を持って、福祉国家に関する経済と倫理と政治のインターフェイスをとらえたいと思う。社会保障の体制的地位に関する仮説は、規範的意味を持つと同時に、現実を解釈する記述的意味を持つ。

福祉国家の生成を論ずるいわゆる「権力資源論」(power resources theory) は、労働運動を原動力とする社会民主主義の政治勢力が資本主義市場との抗争を通じて、分配機構としての福祉国家を形成すると見なしている。²² われわれは二つの権力資源とも呼びうる資本主義と民主主義との関係をいっそうの多様性に富むものと見る。またわれわれはすでに福祉国家が制度として存在することを前提として、それが逆に二つの権力資源の関係や位置を規範的かつ現実的に調整しうるものと考ええる。

²² Julia S. O'Connor and Gregg M. Olsen (eds), *Power Resources Theory and the Welfare State: A Critical Approach: Essays Collected in Honour of Walter Korpi*, Toronto: University of Toronto Press, 1998.

二 理念と制度との相関

福祉国家の倫理的基礎を問うことの意味

一般に、社会保障を論ずる人々は社会保障制度そのものを正当化する価値理念の構造に対して十分な注意を払っておらず、単に社会連帯思想や生存権思想という言葉に言及する程度にとどまっている。²³ イデオロギー的には、右からは、保守主義者は福祉国家を自由社会に対する重大な脅威であると見なし、左からは、社会主義者は福祉国家を解体されるべき資本主義の無原則なあがきと見なし、どちらも福祉国家に倫理的基礎があるとは考えてこなかった。両者にとって福祉国家は嫌悪と懐疑の対象にすぎず、新しい型の社会システムとして定着するものとは考えられなかった。社会保障を擁護する人々は社会保障制度が現存しているという事実に甘えて、既存制度の法律的解説に終始し、それを支える道德原理の究明にほとんど従事してこなかった。われわれはむしろ、道德哲学者の仕事の中に福祉国家を律する原理的なものを見出さなければならない。

厚生経済学の建設者であったアーサー・セシル・ピグーは、経済学は「倫理の侍女」(handmaid of ethics) であると同時に、「実践の下僕」(servant of practice) であると述べたことがある。²⁴ われわれが本書で用いてきた言葉で言えば、経済学は「理念」と「制度」の双方に関わらなければならないという意味である。経済学者は極大化すべき善の観念を前提として、有限の資源を効率的に配分する技術に関わっているために、現実の制度設計に当っては常に効率一本槍で臨んでいるけれども、多元的「善」の調整を含む大きな制度を構築しようとするのであれば、あくまでも「正」に関する道德原理によって導かれなければならない。そして「正」(正義)の制度の下で、「善」(効率)および「徳」(卓越)を促進するような仕組みを問わなければならない。

財政再建や社会保障改革のプランを収支のつじつま合わせの視点からのみ論ずる経済学

²³ 1976年に『福祉国家と福祉社会』という本の中で、ウィリアム・ロブソンは次のように書いた。「現在のところ、福祉国家についての哲学がなく、そうした理論の必要性は緊急かつ深刻である。」William A. Robson, *Welfare State and Welfare Society*, London: Allen & Unwin, 1976. (辻清明他訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会、1980年、ii ページ。) また1993年に、フレデリック・リーマーは『社会福祉の哲学的基礎』という本の中で次のように述べた。「社会福祉における政府の役割をめぐる現代の主張の中に内在する哲学的基礎および想定に対して、ほとんど注意が払われてこなかった。」Frederic G. Reamer, *The Philosophical Foundations of Social Work*, New York: Columbia University Press, 1993, p. 2.

²⁴ A. C. Pigou (ed.), *Memorials of Alfred Marshall*, London: Macmillan, 1925, pp. 82-84.

者は、官僚や政治家に対する「実践の下僕」ではありえても、「倫理の侍女」としては失格であろう。しかし、「倫理」と「実践」との間にはかなりの距離がある。ピグーの言うことが正しいとすれば、経済学者には哲学者と政治家との間の橋渡しが求められているのである。この橋渡しのためには、「理念」と「制度」の相関を確立するための若干の方法的思索が必要である。

学派とレジーム

われわれは、第一編において、現代の規範的思考の主要なパラダイムを形作っている四つの道徳哲学の体系（功利主義、社会契約主義、自由至上主義、共同体主義）が、自由、効率、正義、卓越、善、正、徳などの「理念」をどのように解釈しているかを展望した。以下では、これらの「理念」の解釈に基づいて、道徳哲学の異なる立場が社会保障という具体的な「制度」をどのように評価するか、それらは社会保障制度を支持するものかどうか、またそれはどのような根拠に基づくものかを検討する。

われわれは社会保障制度を「資本主義・民主主義・社会保障」という重層的な体制の一構成要素としてとらえ、この体制全体を「福祉国家」と呼ぶ。それぞれの道徳哲学の学派は異なる価値理念の解釈に基づいて、あるべき制度について異なるパラダイムを提案しているはずである。しかし、「福祉国家」という体制は政治・経済・社会という多くの分野から成り立っており、抽象的な道徳哲学はこれらの制度全体に対して必ずしも明確な命題を持っているわけではない。道徳哲学が「制度」について発言するためには、政治哲学や経済哲学や公共哲学としての拡充・展開が必要である。したがって「理念」と「制度」を関連づける以下の検討は、既存の道徳哲学の体系に対する解釈作業を含まざるをえない。各学派は、序論の第0-1図に示されたようなフォーマット（四つの理念と三つの制度からなるマトリックス）に自らのパラダイムを書き込むことができなければならない。これは「理念」の側からの「制度」への理論的接近である。

これに対して、逆に「制度」の側から「理念」に対して帰納的に接近する方法が考えられる。福祉国家の類型論は支配的なパラダイムとして、三つの類型を区別している。エスピング・アンダーセンの用語で言えば、自由主義的福祉レジーム (liberal welfare regime)、社会民主主義的福祉レジーム (social-democratic welfare regime)、保守主義的ないしコーポラティスト福祉レジーム (conservative or corporatist welfare regime) である。第一のものの典型はアメリカ、第二のものはスウェーデン、第三のものはドイツである。²⁵ この議論は実証的な指標によって、政治・経済・社会の制度的特徴づけを行ない、いくつかの類型を帰納しようとする。これらの類型の命名からも推測されるように、「理

²⁵ Gosta Esping-Andersen, *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press, 1990. *Social Foundations of Postindustrial Economies*, Oxford: Oxford University Press, 1999. (渡辺雅男他訳『ポスト工業経済の社会的基礎』桜井書店、2000年。)

念」への言及は不可欠である。この種の類型論を理念論とリンクすることが有益である。

思想上の学派が第0-1図のフォーマットに異なった内容を書き込むのと同じように、福祉国家のレジームもそれぞれ第0-1図のフォーマットを作成すると考えられる。こうして序論の第0-2図に示されるような「理念」と「制度」との三次元の相関図が達成される。x軸-z軸の平面における抽象的な「理念」と「制度」との関係は、y軸上に示された二つの現実態によって媒介されている。一つは思想上の類型としての学派であり、今一つは制度上の類型としてのレジームである。

社会学的概念としての家族

福祉レジームの類型論にそくして「理念」と「制度」の現実的な関係を論ずる際、新たに必要と思われるのは社会学的視野である。「家族」（および地域共同体）は優れて社会学的概念であるが、これは抽象的な個人を行為主体の単位と見なす経済理論や政治哲学や道徳哲学が現実の制度を見る場合の盲点である。家族関係から出発するフェミニズムは、従来の経済理論や政治哲学や道徳哲学のすべてに対して、この盲点を突く形で叛旗を翻すのである。経済理論は資本主義の下で個人が市場に参加する姿を対象とし、政治哲学は民主主義の下で個人が政治に参加する姿を対象とし、道徳哲学は一切の制度を捨象して社会の中の個人を対象とする。これらの立場からでも、以上のように社会保障制度を基礎づけることはできるが、理論的立場とは違って、社会保障という制度の歴史的生成と実際の運用を論ずる際には、「家族」という個人の集団を対象とすることが不可欠である。

以上では、社会保障の定義として、人々の社会生活上のリスクを「国家」が公共的仕組みを通じてプールし、個々人に対して社会的防衛（セーフティ・ネット）を提供するものであると述べた。そして社会保障の公共的仕組みは「市場」を通ずる自助の仕組みと対比された。こうして「個人・市場・国家」という三者は経済学的に見た社会制度の構成要素である。政治哲学や道徳哲学も基本的にこの枠組みを支持する。

それに対して、社会学的に見るならば、「個人・家族・国家」という三者の関係が福祉国家の構造を説明するもう一つの経路となる。人類の長い歴史を通じて、福祉を支え、リスクに対処するのは、常に第一次的には「家族」すなわち親子・兄弟・夫婦・親戚などであり、第二次的には地域共同体や職業団体であった。したがって「市場」を基礎とした自助のモデルと並んで、「家族」および共同体を基礎とした自助のモデルが考えられる。個人と市場とを結ぶ関係はゲゼルシャフト的なものであり、個人と家族とを結ぶ関係はグマインシャフト的なものである。「国家」の手による社会保障は、「市場」と「家族」の双方から個人を防衛する責任の一部を分譲されたものである。いいかえれば、社会保障は「脱市場」と「脱家族」の二面を持つ。ヘーゲルは貧困と不平等への対策としての福祉行政（Polizei）の問題について、家族および職業団体・市民社会（市場）・国家の関連を論じ、哲学者としては例外的に「個人・市場・国家」と「個人・家族・国家」

との双方を視野に入れていた。²⁶ 今日、主流派道徳哲学に異論を提起する共同体主義は、この意味で同じように社会学的視野を持つ。

以上の考察は、「理念」と「制度」の相関を論ずるための用意として、両者の間に介在する「学派」と「レジーム」という二つの次元を位置づけるものであった。その上で「理念」と「制度」との相関関係をこの二つの方向から検討するのが、本章の前半の課題である。われわれは単に社会保障を支持する親和的、友好的な思想を一方的に取り上げるのではなく、それに対して批判的、敵対的な思想をも扱う。そのことによって、社会保障の長所と短所を広く認識し、制度改革の基礎とすることができるからである。本章の後半は、四つの学派によって十分に論じ尽くされていない論点を補充して、社会保障の倫理学のいっそうの体系化を目指す。

²⁶ 藤野渉・赤沢正敏訳『ヘーゲル・法の哲学』世界の名著 35、中央公論社、1967年、474 - 8 ページ。

厚生科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）
（分担）研究報告書

厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築

研究期間＝1999-2001年

研究年度＝2000年

分担研究者 後藤玲子（国立社会保障・人口問題研究所室長）

【研究要旨】

本研究は、社会的選択理論における公理主義的アプローチをもとに、序数的に個人間比較な情報をもとに諸個人の相異なる選好（改善要求）を優先付ける方法について考察する。公理主義的アプローチの特徴は次の点にある。ある原理をいくつかのできるだけ弱い要請に分解したうえで、それらの論理的結合として特徴づけるとしたら、原理自体の確からしさ、受容可能性はより見通しのよいものとなるに違いない。肯定するか否定するかではなく、部分的に否定し、部分的に肯定しながら、新しい原理を模索するような認識活動も可能となるだろう。あるいは、一見まったく異なる性質をもった諸原理間に一定の共通性が存在することを理解することが可能となるだろう。

主任研究者 鈴木興太郎（一橋大学経済研究所）

序数的個人間比較可能性に基づく分配的正義に関する一考察
——規範理論の一つの分析手法としての社会的選択アプローチ——

1. はじめに

社会を構成する諸個人の選好が相対立するものであるとしたら、どのようにして社会的な評価を形成したらよいのだろうか。最も単純なシェーマとして、2つの異なる選択肢（例えば財の異なる分配方法） x と y について2人の個人が異なる選好を主張したとしよう。例えば1さんは「 x が y よりも良い」、2さんは「 y が x よりも良い」という選好を示したとしたら、2人の間の意見対立をいかに調整し、2人に対して財をどのように分配したらよいのだろうか。はじめに考察すべきは次のような問いである。

問い1：各個人が「・・・は～よりも良い」というとき、＜その良さは、どのような観点に基づくものなのだろうか＞。本人の私的利益に基づくものなのだろうか、あるいは、よ

り公共的な観点にたつものなのだろうか。

この問いに対して、ここでは、①個人間の利益調整に関する問題と②公共的な判断形成に関する問題という2つに分けて考察することにした。前者は主として個人の私的利益の観点に基づくものであり、後者は主として個人のより公共的な観点に基づくものであり、2つの観点は必ずしも一致した選好をもたらすとは限らないと考えられる。ここで、次のような問いが浮上する。

問い2：①<その良さは、どれだけ確からしいものなのだろうか>。本人の客観的な善あるいは公共的な善を確かに捉えたものなのだろうか。②<その良さは、どれだけ正しいものなのだろうか>。本人の主體的な道徳および公共的な正義に照らして容認しうるものなのだろうか。

この問いに対して、ここでは、各人の選好は各人の福祉の改善・改悪を正確に反映するものであり、各人が各人の福祉の改善を望み、改悪を望まないことは主體的にも公共的にも十分に容認されるところ。続いて、考えられるのは次のような問いである。

問い3：①相対立する2人の選好をどのように扱うべきだろうか、あくまでも形式的な等しさに拘るべきだろうか、あるいは、両者に異なる優先性を与えるべきだろうか。②異なる優先性を与えたとしたらどのような方法が適切だろうか。コイン投げやジャンケンなど形式的に平等な手続きが適切だろうか。あるいは、内容に関する一定の公正基準を含んだ実質的な手続きが適切だろうか。

仮定より、各人の選好は各人の福祉を正確に反映するものであるから、どちらかの個人の選好を優先的に扱うことは、どちらかの個人の福祉の改善に優先性を与えることを意味する。そうであるとしたら、この問いは次のような問いを誘発する。

問い4：そのような優先性を正当化する根拠は何だろうか。例えば、劣位な位置にあることを理由として優先性を与えることは妥当だろうか。あるいは、ある属性をもつこと、例えば、女性であること、あるいは障害者であることを理由として優先性を与えることは妥当だろうか。

以上の4つの問いの中で、この小論は問い1の①個人間の利益調整に関する問題を想定し、主として問い3に答えることを目的とする。ただし、問い3の考察を通して、問い4ならびに問い1の②に関しても若干言及される。

2. 個人間比較不可能性の意味（アローからロールズへ）

アローの社会的選択理論においては、社会的評価の形成にあたって、諸個人の選好は選択肢に関する序数的な関係のみを表すものであり、選好の個人間比較は不可能であることが仮定されている。だが、そのことは{xはyよりも良い、xとyは同程度に良い、yはxよりも良い}という形式的な相違を越えて、個々人の選好を区別する手立てが閉ざされていること、個々人の選好の背後に存在するいかなる理由によっても判別不可能であることを意味している。このような仮定のもとで、個々人の選好を集計する手続きに対して不偏性条件（匿名性、中立性、二項関係性など）が課されるとき、「等しいものを平等に扱う」のではなく、「本来異なるはずのものをひとしなみに扱う」悪しき平等主義に陥る危険性がある。例えば、任意の2つの分配状態xとyに関して、ある選好プロファイルのもとで「xはyよりも良い」という社会的評価が形成されたとしたら、その背景的理由（分配状態xにおいては最も不遇な個人の境遇を改善しうるからであるのか、あるいは分配状態xにおいては裕福なアルコール中毒患者の欲求が満たされるからであるのか等）が何ら問われることなく、すべてのケースにおいて「xはyよりも良い」という社会的評価が形成されることになる。

それに対して、ロールズ格差原理は、序数的に個人間比較可能な情報をもとに諸個人の相異なる選好（改善要求）を優先付ける条件を明示的・積極的に規定するものである。はじめに、ロールズの原初状態の意味を確認しておこう。ロールズの原初状態は、情報的制約に関する2つの側面を象徴している。一つは、正義の基本原理を選択する諸個人の認識を制約する側面である。他の一つは、個人間の利益調整にあたって特定の公正基準によって抽出される情報的基礎という側面である。後者の側面に関して、ロールズは、各分配状態における諸個人の序数的に個人間比較可能な情報を基礎とする<格差原理>を提出した。それは、諸個人の選好間の優先付けに関する次のような諸条件を内包している。①同位の位置を基点とする各人の選好（福祉の改善）は同格に扱い、いずれの選好に対しても異なる優先性を与えないこと（等優先性条件）。②すべての個人が一致してある選択肢を強く選好する場合には（全ての個人に福祉の改善をもたらす場合には）その選好をそのまま社会的評価に反映させること（弱パレート条件）。③予め規定された観点に基づく情報以外の個別的特徴によって、選択肢を差別しないこと。これらの要請が結び付くとき、基点となる各個人の位置が同位ではない場合には、より低位にある個人の選好（福祉の改善）に優先性を与えるという条件が導出されること、これらの条件をすべて満たすならば、かならずロールズ格差原理が、そのみが導出されることが明らかにされている（Strasnik, 1976）。

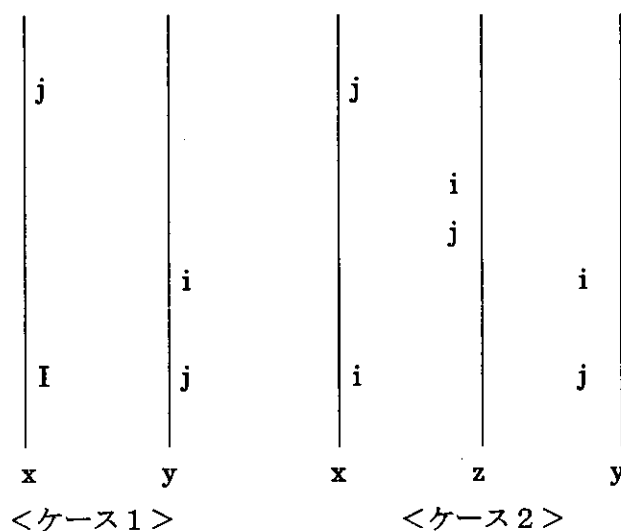
前者の側面に関して、正義の基本原理を制定するにあたって諸個人が形成する判断は、

諸個人の私的情報に基づく個人的関心から離れた公共的観点から形成されると考えられている。それは、以下のような形式的な性質を共通に有する。すなわち、真正性、反省性、公共性、一般性、普遍性、検証性、不偏性、総合性である。そのうえで、財の社会的分配の目的を個々人の道徳的人格の維持・発展におくこと、そのために必要な社会的基礎財（所得）の賦与状態に基づく諸個人の序数的な位置のみを情報的基础とすること、さらに等優先性条件を支持することを受容した場合に、諸個人は、公正な分配原理としてロールズ格差原理を選択すると考えられている。

以下では、ロールズ格差原理に関する公理的研究を下敷きとしながら、2人からなる社会という単純なモデルのもとで、序数的に個人間比較な情報をもとに諸個人の相異なる選好（改善要求）を優先付ける方法について考察したい。

3. 基本的モデルと問題設定

3つ以上の構成要素からなる分配状態の集合を X 、2人の個人からなる社会を $N=\{i,j\}$ とする。また、各分配状態 $x,y,z \in X$ における個人 i,j の位置を下記のように表すものとする。



縦軸の上方はより高い位置を下方はより低い位置を表す。ただし、<位置>とは、一定の分配的正義の観点から抽出された指標（例えば、所得あるいは潜在能力）の序数的に個人間比較可能な（順位はつけられるが基数的に比較はできない）水準を表すものとする。また、記述の簡略化のために、個人 i の x における位置を x_i で、個人 i の x における位置が個人 j の y における位置よりも高いことを $x_i > y_j$ で、等しいことを $x_i = y_j$ で、少なくとも低くないことを $x_i \geq y_j$ で表すものとする。

以下では個人の潜在能力を指標とし、各分配状態で諸個人が達成しうる潜在能力を情報的基础として、分配状態に関する社会的評価を形成するものとしよう。まず、ケース1では、 $x_j > x_i$ 、 $y_i > y_j$ 、 $x_i = y_j$ かつ $x_j > y_i$ であるので、個人 i にとっては分配状態 x から y

への移行によって改善されるのに対し、個人 j にとっては逆に y から x への移行によって改善されること、しかも、改善の程度は、個人 j の方が i よりも高いことが理解される。さて、このようなケースにおいて、分配状態 x と y に関する社会的評価をいかに形成したらよいのだろうか。

考察に先立って、社会的評価の形成方法に関する原則をいくつか確認したい。

1) ここで採用する社会的評価の形成方法は、特定のケースのみに適用されるのではなく、あらゆるケースに関して「同様のケースは同様に扱う」ことができるように、普遍的適用性がなくてはならない（定義域の非限定性）。

問題は、何をもちいて同様のケースと見なすかである。

2) 社会的評価を形成する情報的基礎は、予め定められている必要がある。個々のケースにおいてアド・ホックに付け加えられることがあってはならない。例えば、各個人の位置を潜在能力の序数的な水準によって特徴付けるとしたら、潜在能力の序数的な水準が等しい限り、各個人の位置は同様に扱われるべきである。より具体的には、

- ①各位置に付された個人の名前から独立であること（匿名性）、
- ②各位置が属する分配状態の名前から独立であること（中立性）
- ③全ての位置の中で各位置が占める順位から独立であること（二項関係性）

という3つの条件が課せられる。例えば、2つの分配状態における各個人の位置が、 $y_i > x_i$, $x_j > y_j$, $x_i = y_j$ かつ $x_j > y_i$ であるケースに、 $xP y$ という社会的評価を対応させるとしたら、個人の名前と分配状態の名前をそっくり交換したケースにおいても、あるいは間に他の分配状態が入り込んだとしても同様の評価が下されなくてはならない。

4. 衡平性に関する諸条件

以上の原則は、基本的にルールが一般に満たすべき形式的な性質、すなわち普遍性・不偏性の条件を表すものである。次には、衡平性に関する実質的な評価の問題に移行しよう。実質的な評価の基準としては、以下のものが考えられる。

<max 最大化条件> : 任意の2つの分配状態 $x, y \in X$ に関して、あらゆる個人 $i \in N$ について $y_i > x_i$, $x_j > y_j$, $x_i = y_j$ かつ $x_j > y_i$ であるならば、 $xP y$ とする。

ここでは、序数性のみが想定されているがもしも基数性が仮定されるならば、この原則は「総計値を最大にする」という功利主義の原則と同じ社会的評価をもたらす。この意味を次のようなストーリーの中で考察してみよう。いま、2人の個人が等しい潜在能力を達成しているとして、潜在能力の増加に資する社会的資源が一定量追加されたとしよう。それをいずれかの個人に配分するとしたら、それをもとに潜在能力の達成値をより大きく伸張させることのできる個人に配分することを社会的により望ましいとする。これは、

$x_i = y_j$ かつ $x_j > y_i$ であるときには、個人 i における $y_i > x_i$ という改善よりも、 $x_j > y_j$ という改善の方を優先することを意味する。

これに対して、次のような原則も考えられる。

<等優先性条件>：任意の2つの分配状態 $x, y \in X$ に関して、あらゆる個人 $i \in N$ について $x_j > x_i$, $y_i > y_j$, $x_i = y_j$ かつ $x_j > y_i$ であるならば、 $xI y$ とする。

上記のストーリーにおいて、これは、 $x_i = y_j$ かつ $x_j > y_i$ であるときには、個人 i における $y_i > x_i$ という改善と個人 j における $x_j > y_j$ という改善のいずれをも優先させないことを意味する。

ところで、異なる大きさの改善要求に対する等しい扱いは、改善要求の決め手となる諸理由を不偏的に扱うことを意味する。はじめに挙げた匿名性・中立性の原則は、誰の改善であるか、どの分配状態からどの分配状態への改善であるかなどの個別的情報から独立に評価されることを要請する。等優先性原則は、さらに進んで、初期位置が等しい限り、各個人の改善は、改善の大きさ（効果）からは独立に不偏的に扱われるべきことを要請するのである。スティビン・ストラスニックによれば、このような2重の意味での<不偏性>こそがロールズの原初状態を特徴づけるという。

5. 弱パレート条件と最劣位優先性条件の導出

続いて、上記の<ケース2>を検討しよう。これは、ケース1における x と y の二項関係が維持されたまま、分配状態 z が加わった状況である。定義域の非限定性の原則より、このようなケースを想定することは十分に可能である。まず、分配状態 z と y の間には、 $x_i > y_i$, $x_j > y_j$ という関係が見られる。この場合には、次のような条件が妥当性をもつと考えられる。

<弱パレート条件>：任意の2つの分配状態 $z, y \in X$ に関して、あらゆる個人 $i \in N$ について $z_i > y_i$ であるならば、 $zP y$ とする。

他方、分配状態 x と y に関しては4つの位置関係は変わらないので、先の等優先性原則で得られた結果 $xI y$ をそのまま適用することができ、推移性より、 $zP x$ が成立する。このことは、次のような条件が成立することを示している。

<最劣位優先性> : 任意の2つの分配状態 $z, y \in X$ に関して、あらゆる個人 $i \in N$ について $y_i > x_i, x_j > y_j, y_j > x_i$ であるならば、 $xP y$ とする。

最初に挙げた諸条件、すなわち定義域の非限定性、匿名性、中立性、二項関係性、弱パレート条件は、いずれも、(基数性の仮定の下で) 功利主義原理によっても満たされるような一般性をもっている。それに対して、等優位性原則は功利主義によつては満たされない。ただし、それは、平等分配を基点とするいかなる改善要求に対しても優先性を与えないという消極的な規定にすぎない。ところが、それが弱パレート条件等と結合することによつて、最劣位の優先という明確な主張をもつた優先原理が導出されるのである。等優位性原則に潜むこのような規範的性質を理解するためには次のような考察も有用である。

いま、格差的状态を基点とするケースにおいて、最劣位優先性ではなく、等優位性条件を適用したとしよう。例えば、ケース2の分配状態 z と y の状況に関して、「 $y_i > x_i, x_j > y_j, y_j > x_i$ であるならば、 $xI y$ とする」という要請を課したとしよう。ここで、 z と y に関する弱パレート条件を加えるならば、推移性より ($xI y$ かつ $zP y$) $xP y$ という結果が導出される。これは、先に挙げた<max 最大化原理>を適用した場合と同様の社会的評価である。したがって、格差的分配が基点であるときに、優位者と劣位者に対して形式的に等しい扱いをするならば、優位者の改善要求の方を優先することに帰着するという小さな、だが重要な結論が得られる。

6. 結びに代えて

いかなる政策が望ましいかを判断する政策主体としては、本人の個別的特性に影響されることのない、より中立的な判断を形成するために、情報に関する倫理的抽象化が要請される。だが、利益調整問題の当事者である諸個人を政策客体として捉える場合には、このような要請ははたして適切なのだろうか。本研究は、一定の倫理的観点から特定の情報に着目し、諸個人の選好(福祉の改善)を優先付ける方法について公理的に考察することを目的とした。

残された問題を2つ確認して結びに代えよう。第一は、ロールズが想定した原初状態の装置は、公正な社会的厚生関数に関する諸個人の認識をいかに規定するのかという問題である。諸個人はなぜどのようにして不偏性原理を受容し、さらには、等優先原理を受容するのだろうか。第二に、諸個人によって異なる複数の社会厚生関数が形成された場合、それらを集計して社会の社会厚生関数を形成する手続きはいかなるものであるべきかとい

う問題である。関連して、各個人が正義原理に関する判断順序を表明するのではなく、正義原理を特徴付ける諸公理・諸条件（よりプリミティブな公正基準）を選択肢として、それらに関する判断順序を表明とした場合の集計プロセスはいかなるものかが問題とされる。これらの2つの問いは、独立の関係にある。たとえ全ての個人がロールズの厚生関数を受容する認識的条件が示されたとしても、複数の異なる正義原理をいかに調整すべきであるかという問題は正義理論が解くべき基本的問いであり、価値多元的な現代社会においてはとりわけ緊要性をもつからである。

研究成果の刊行に関する一覧表レイアウト

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書 籍 名	出版社名	出版地	出版年	ページ
鈴木興太郎・後藤玲子			アマルティ ア・セン：経 済学と倫理学	実教出版	東京	2001	300
鈴木興太郎	厚生経済学の情報 的基礎：厚生主義 的帰結主義・機会 の内在的価値・手 続き的衡平性		経済学の潮流	東洋経済 新報社	東京	2000	
Shionoya, Y.	Trust as Virtue	Y. Shionoya and K. Yagi	<i>Competition, Trust, and Cooperation: A Comparative Study</i>	Springer	Berlin	2001	
Shionoya, Y.	Rational Reconstruction of the German Historical School: An Overview	Y. Shionoya	<i>The German Historical School: The Historical and Ethical Approach to Economics</i>	Routledge, e,	London	2001	

Shionoya, Y.	Joseph Schumpeter on the Relationship between Economics and Sociology from the Perspective of Doctrinal History	Y. Shionoya	<i>The German Historical School: The Historical and Ethical Approach to Economics</i>	Routledg e,	London	2001	
-----------------	--	-------------	---	----------------	--------	------	--

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
Suzumura, K.,	Axiomatization of Consequentialism and Non-consequentialis m	<i>Journal of Economic Theory</i>		14	
Suzumura, K.,	Pareto Principles from Inch to Ell	<i>Economics Letters</i>	70	pp.95-98	2001

鈴木興太郎・後藤 玲子	アマルティア・センの 経済学と倫理学	経済研究	Vol.52	pp.220-23 0	2001
塩野谷祐一	福祉国家の危機と公共 的理性	季刊社会保障 研究	, vol.36		2000
Gotoh, R	The Capability Theory and Welfare Reform	<i>Pacific Economic Review</i>	6:2	pp.211-222	2001

研究資料

「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」プロジェクト

社会的選択の理論からみた《公》《私》問題

一橋大学経済研究所教授

鈴木 興太郎

社会的選択の理論からみた《公》《私》問題

一橋大学経済研究所教授

鈴木興太郎

1. はじめに

最初に3つの前置きを述べてから本論に入りたい。第1の前置きとして、私は経済学の分析方法に対して、強いこだわりをもちたいと思っている。我々にとって大きな意味をもつ経済学者のひとりにレオン・ワルラスがいるが、彼は「私は経済学のなかに2つの学派しか認めない。そのひとつは自分の主張を証明する学派であり、もうひとつは自分の主張を証明しない学派である」という表現をしたことがある。経済学は、その主張の証明を試みるために、かなり論理的な構成をもっている。分析の結論が妥当性をもたないとか、間違っているという場合には、その欠陥に鑑みて従来の方法論を修正する適応調節の過程を経て、経済学の理論的なフレームワークは次第に精密化されてきた。経済学はそういう学問分野であって、私は経済学のこの性格にこだわって問題を考えたいと思っている。

それだけに、《公私問題》に経済学者としてアプローチする際にも、社会的選択の理論という標準的なパラダイムがこのテーマにもたらずメッセージをまず考えて、そのメッセージの妥当性の検討を通じて、逆に標準的パラダイムを批判的に再構成するという手順を採りたいと思う。社会的選択の理論はインターディシプリナリーな研究分野であり、この分野の専門家たちの学問的背景は、経済学、政治学、哲学、論理学、社会学など、まことに多種多様である。経済学を背景としてこの分野を専攻する研究者として、私は社会的選択の理論はいかなる方法で《公私問題》にアプローチしているのか、《公私問題》に対してこの理論が送る主要なメッセージはなにか、この理論のどこに方法論としての問題点があるのか、どういう方向にこの理論を充実させることが《公私問題》を考える方法論として必要なのか——こういった論点を中心として考察を進めたいと考えている。

第2の前置きは、《日本経済と公私問題》というワークショップの問題設定に関わっている。以下の考察は直接的に日本経済に言及することはあまりないが、私自身は社会的選択の理論の専門研究者として専ら理論的な仕事をしつつ、日本の産業政策・競争政策・通商政策にもかなり本格的な関心を持続してきた。日本の産業

政策と競争政策については大規模な共同研究プロジェクトを遂行して、『日本の産業政策』『日本の競争政策』という研究書を共同で編集して出版したこともある。通商政策については、過去十年にわたって産業構造審議会のWTO部会において、日本の貿易相手国における貿易政策・措置の《公正性》に関する報告書を作成する作業に従事してきた。実のところ、私が提唱する社会的選択の理論の新しいパラダイムは、産業政策・競争政策・通商政策の課題と機能を理解するうえで、標準的パラダイムが的確なフレームワークになっているかどうかを私なりに反省して、従来とは異なる理論的パースペクティブを開拓したいと考えて開発したものである。この点に関しては、論文の最後に「国際取引ルールと紛争処理メカニズムをめぐる公正性の問題」を議論する際に、一層具体的に触れることにしたい。

第3の前置きは、金泰昌先生がワークショップの趣旨説明をされた際に、競争的市場メカニズムとの関わりで《ルール》と《結果》を対照させてお話しになったことと、密接に関連する論点である。《ルール》と《結果》を分離する方法論が、伝統的な経済学の主流であったことは否定すべくもない。しかも、伝統的な経済学は《結果》の善悪からさかのぼって《ルール》の善悪を評価するという意味で、《帰結主義》的な考え方に帰依してきた。そのみならず、《結果》ないし《帰結》の善悪を評価する際には、評価に利用する情報にさらにフィルターをかけて、人々がその《結果》ないし《帰結》からいかなる《満足》ないし《効用》を得るかという限定的な情報のみに基づいて判断するという意味で、《厚生主義》的な観点にコミットしてきた。私の報告のひとつの主旨は、《厚生主義》的な観点はいうまでもなく、《帰結主義》的な観点でさえ、有意義な社会的選択の理論の情動的基礎としては偏狭に過ぎる危惧があるということである。

前置きはこれだけにして、最初にケネス・アローが創始した社会的選択の理論を簡潔に説明して、この理論が《公私問題》に対して送るメッセージを捉えることから出発することにしたい。

2. 厚生経済学と社会的選択の理論

経済学の守備範囲のなかで、経済政策あるいは経済システムの在り方の社会的評価に直結する研究分野こそ、経済政策論の基礎理論を標榜する厚生経済学である。この分野にその名称を与えた記念碑的な貢献はアーサー・ピグーの著作『厚生経済学』（1920年）だが、「人間生活の改良の道具を鍛える」というピグーの高らかな創業宣言とともに開始されたこの分野の研究は、新たな理論の建設作業が始ま